（口頭意見陳述等の調書）

第五十八条の六　第五十八条の三第三項の規定により難民審査参与員の事務の補助を行う難民調査官は、口頭意見陳述の手続、行政不服審査法第三十四条の規定により事実の陳述を求める手続又は同法第三十六条に規定する手続が行われたときは、次に掲げる事項を記載した調書を作成するものとする。

一　審査請求の表示

二　出頭した審理関係人、代理人、補佐人、参考人及び通訳人の氏名

三　当該手続の日時、場所及び種別

四　陳述の要旨

五　その他の必要な事項

2　前項の調書には、同項の難民調査官が署名し、難民審査参与員が認印するものとする。

3　第一項の難民調査官は、同項の規定にかかわらず、適当と認めるときは、陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。

4　難民調査官は、前項の場合において、審査請求の裁決書の謄本が交付されるまでに、審理関係人の申出があつたときは、陳述の要旨を記載した書面を作成しなければならない。

（意見書の内容）

第五十八条の七　法第六十一条の二の九第一項の規定による審査請求に係る行政不服審査法第四十二条第一項の意見書には、三人の難民審査参与員が、当該審査請求に対する意見及びその理由を記載し、署名するものとする。

2　二人以上の難民審査参与員が同一の意見及び理由を述べる場合には、前項の意見書には、当該意見及び理由は、各別に記載することを要しない。

（審査請求に対する裁決）

第五十八条の八　法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第五十条第一項の裁決書は、別記第七十九号の五様式によるものとする。

第五十八条の九第一項中「意見を聴くべき」を「第五十八条の三第一項の指名をすべき難民審査参与員の」に改め、同条第二項中「全部が」の下に「第五十八条の二各号のいずれかに該当するとき又は」を加え、「異議申立て」を「審査請求に係る手続」に、「班又は当該難民審査参与員」を「難民審査参与員又は当該班の全ての難民審査参与員」に改め、「又は他」を削り、「から意見を提出させる」を「を指名する」に改める。

第五十八条の十を削る。

別記第七十五号様式中「（第五十五条、第五十八条の八関係）」を「（第五十五条関係）」に改める。

別記第七十六号様式及び第七十七号様式中「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に改める。

別記第七十八号様式中「異議申立書」を「審査請求書」に、「異議が」を「不服が」に、「異議を申し立て」を「審査請求をし」に、「異議申立人　　署名　　」を「審査請求人（代理人）の署名　　」に改める。

別記第七十八号様式の次に次の様式を加える。

別記第七十八号の二様式（第五十八条関係）

日本国政府法務省

番号

年　月　日

審査請求書

法務大臣　殿

年　月　日付け出入国管理及び難民認定法第61条の２第１項の規定による難民認定の申請について，いまだに何らの処分がないので，同法第61条の２の９の規定により，下記のとおり審査請求をします。

1　氏　名　　男・女

2　生年月日　　年　月　日

3　国籍・地域

4　住居地

審査請求人（代理人）の署名

（注）用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とする。